

# 少年

第411号(1) 令和2年6月(水無月)発行



山梨県警察本部  
生活安全部 少年・女性安全対策課  
甲府市丸の内1-6-1  
055-221-0110 内線3082  
少年対策官 山岸正人



## 前を向く



学校が再開し、新しい環境に身を置いて、約1か月。どのような心持ちで生活を送っているでしょうか。新たな環境での生活がイメージとちがったものになったり、楽しみにしていた活動が中止、縮小されたりと、落胆している人もいるかもしれません。

私達は日々の生活を送る中で、思い通りにならなかったり、結果がでなかったりする場面があります。そんな時、自分の身に起こったことや今の状況を受け入れ、変えられること、変えられないことを仕分けて自分にできることを探し、よりよくしようという前向きな心を持ち続けてほしいと思います。

## 努力したということが必ず生きてくる

6月、中高生は、部活動でラストスパートをかける。しかし、その熱い姿を見ることはできない。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、部活動の集大成となる舞台が中止となった。誰もが楽しみにしていた大会。私もそのうちの一人だった。部活動顧問として共に汗を流した子どもたちの活躍を球場で見たいと思っていた。今まで苦しい練習に耐え、どれだけ成長したのだろうか、どんな熱い思いを届けてくれるのだろうか、直接、それを感じ、応援したかった。

この夏にかけてきた子どもたちにとって、納得しきれないつらい思いをぬぐい、心の空白を埋めることは容易ではなく、すぐに気持ちを切り替えることは難しいだろう。

時間がかかったとしても、自分の気持ちを整理して、少しずつでも前を向いて次のステップに進んでもらいたい。

『朝日新聞』5月23日「102回目の夏」にこんな言葉があった。



「勝つことは本当にむずかしい。だが立派に負けることは、もっとむずかしいのではないか」夏の高校野球は壮大なトーナメントだ。全国の頂点に立つ1校を除く約3800校が、必ず1回ずつ負けを経験する。

今年の球児は残念ながら、同じ大会で立派に負けることはできなくなった。

それでもそれぞれの地域で実情が許せば、夏に大会や試合ができる可能性はある。各県が独自の大会を検討し始めている。

先輩とは違う経験をし、みんなで野球ができる幸せを知った球児たちだ。少しずつ練習が再開し、試合もできるようになれば、ものすごく濃密な時間を共有できるはずだ。

そして、最後に球場やグラウンドを去る日、「ありがとうございます」と立派に挨拶するときに必ず来る。決して不戦敗じゃない。2020年の夏はこれからだ。

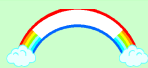


野球だけにあてはまる言葉ではない。こんな思いで活動の最後をむかえてほしい。

本来の舞台を失ったことは、非常に辛い経験だ。しかし、この経験はいつか人生の糧になると信じている。

積み重ねた努力、忍耐力、諦めない心、責任感、助け合う気持ち、仲間との絆…。今まで部活動を通して得たものは何があっても失うことはない。

長い人生、これからもいろいろな困難に直面するでしょう。それを乗り越えるとき、部活動で培った力が助けになります。どんな時も前を向き、一步一步前進し続けて下さい。



## 「下を向いていたら、虹を見つけることはできない」

チャールズ・チャップリン イギリスの喜劇俳優、映画監督

チャップリン監督・主演の映画「独裁者」は、第二次世界大戦開戦直後に公開された。そのラストで、彼が演じる床屋のチャーリーは、瓜ふたつの独裁者ヒンケルに代わり、6分間の演説を行う。それは独裁主義を否定し、ヒューマニズム(人間を大事にしようという考え)に基づく自由、平和、愛を訴える演説だった。またこの主人公は、独裁者に抑圧され、絶望の淵にあった恋人に「どんなところにいようと上を向くんだ」「顔を上げ、虹の中、希望の光の中へ飛ぶんだ」と懸命に語りかけた。そのとき彼は当時タブーだった「カメラを見て話す」という大胆な演技をしている。

スクリーンを通じ、苦難の中にあつた人々へ直接メッセージを送ろうとしたのだ。

『人生を動かす賢者の名言』池田書店

◆今後も様々な活動の中止、縮小が予想されます。保護者の方、先生方もショックや喪失感は同様ですが、まずは子どもたちが少しでも前を向けるよう、何より心のケアにあたってほしいと思います。

「前を向いたときに、虹を みつけられるように」。

発行番号は昭和61年初号からの通算番号です。

[http://www.pref.yamanashi.jp/police/p\\_syonen/shonenkoho.html](http://www.pref.yamanashi.jp/police/p_syonen/shonenkoho.html)

## 薬物乱用防止広報強化期間 令和2年6月1日～7月31日

# ダメ、ゼッタイ!



薬物の乱用とは、医療目的以外に医薬品を使用すること、又は医療目的ではない薬物を不正に使用することをいいます。精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり、乱用されるおそれのある薬物として、覚せい剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、トルエン等があります。これらの取扱いについては、法令により禁止又は制限がされています。

### Q 薬物乱用は犯罪?

**A:** 薬物を所持・使用することは法律で厳しく禁止されています。

持っているだけでも 一度使っただけでも もらっても あげたり、売ったりしてもダメ

#### 【覚せい剤取締法】

覚せい剤及び原料の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して取締りを行うことを目的とする法律。10年以下の懲役。

#### 【麻薬及び向精神薬取締法】

ヘロイン、コカイン、LSD、MDMAなどの所持・譲渡・譲受・使用などを取り締まる法律。7年以下の懲役。

#### 【大麻取締法】

大麻の所持・譲渡・譲受などを取り締まる法律。5年以下の懲役、営利目的で栽培・輸入等した場合10年以下の懲役。

#### 【毒物及び劇物取締法】

トルエンなどの摂取、又は吸入の目的での所持などを取り締まる法律。2年以下の懲役。

### Q 危険ドラッグって何?

**A:** 覚せい剤、大麻に次いで乱用されている薬物が、「危険ドラッグ」です。覚せい剤や大麻など国が指定する規制薬物や指定薬物と似た化学構造を持ち、それらと同様の作用を人体にもたらすものをいいます。現在、厚生労働省では、医薬品医療機器等法(旧薬事法)に基づき、2,385種類以上(令和2年3月現在)を違法成分として指定しています。

危険ドラッグは、「ハーブ」や「お香」といった形で売られていることが多く、粉末や液体で植物片に付着させたものが主流です。危険ドラッグとして流通している製品の中には、複数の薬物や未知の有害作用、強力な毒性を有する物質が混入しているものもあり、その危険性は計り知れません。近年、危険ドラッグの乱用が原因とされる意識障害や呼吸困難による救急搬送や交通事故が頻発しています。

### 大麻の危険性・有害性

近年、インターネット上等において大麻の有害性を否定する情報が流され、大麻に対する警戒心の低下が懸念されています。しかし、大麻の有害成分は、不安やパニック等に加え、精神疾患を発症させるリスクを上昇させ、青少年期の乱用は、特に記憶力の低下等の影響を与えやすいとされているほか、組織的な大麻栽培が暴力団組織の資金源となっていることもうかがわれます。

大麻の乱用による社会や人体への悪影響と危険性を正しく認識することが必要です。

薬物の規制を繰り返すだけでは、本質的な薬物のまん延を防ぐことはできません。薬物に手を出さないための教育、知識の付与、真の理解へと導く大人の努力が求められています。「ダメ 絶対」を合い言葉に、子どもたちに“断る勇気”を持たせましょう。

## 自転車の交通ルールを守ろう!

平成27年6月1日から改正道路交通法が一部施行され、自転車の交通ルール違反の罰則が強化されています。違反をすると、自動車のような安全講習の受講が義務づけられます。違反切符の対象となる「危険運転項目」は、次の14項目です。(対象は、14歳以上の全ての運転者)

- ① 信号無視(赤色等)
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥ 遮断踏切立入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等

- ⑧ 交差点優先車妨害等
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止等
- ⑪ 歩行通行時の通行方法違反
- ⑫ 制動装置不良自転車運転
- ⑬ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反